

政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程をここに公布する。

平成20年4月30日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

## 鳥取県選挙管理委員会規則第1号

### 政治資金規正法に基づく報告書等の閲覧に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、政治資金規正法(昭和23年法律第194号。以下「法」という。)第20条の2第2項の規定に基づき、法第12条第1項若しくは第17条第1項の規定による報告書又は第14条第1項(第17条第4項において準用する場合を含む。)の規定による書面で鳥取県選挙管理委員会(以下「委員会」という。)において受理したもの(以下「報告書等」という。)の閲覧について必要な事項を定めるものとする。

(閲覧の請求)

第2条 法第20条の2第2項の規定による報告書等の閲覧の請求は、委員会の事務局係員(以下「係員」という。)に対し、口頭によりその旨を申し出ることにより行うものとする。

(閲覧場所及び閲覧時間)

第3条 報告書等の閲覧は、係員の指定する場所で、委員会の事務局の執務時間中にしなければならない。

(報告書等の持出禁止)

第4条 報告書等は、前条の場所以外に持ち出してはならない。

(閲覧上の遵守事項)

第5条 報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

(閲覧の中止又は禁止)

第6条 前3条の規定に違反する者に対しては、係員は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。